

障がいのある人もない人も共生する社会づくり事業  
(障がいへの理解促進)

事業評価個票 (事業実施:平成30年度)					部局名	健康福祉部		
短期アクションプラン	テーマ	テーマ2 いのちと暮らしを守る安全安心な社会の構築						
	施策	施策3 障がい者がいきいきと暮らせる共生社会の実現						
	目的	障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に尊重し合いながら共に生きる社会の実現に向けた取組みを推進する。						
	目標指標(R2)	「心のバリアフリー推進員」養成数(累計)		令和2年度までに2,000人				
	策定時の実績	282人(H28年度)	現状	798人(29年度末)	主要事業	障がいや障がい者に対する県民理解の拡大		
事業名	障がいのある人もない人も共生する社会づくり事業		担当課・担当	障がい福祉課 障がい福祉支援担当				
事業開始年度	平成28年度		事業終了(予定)年度	未設定				
事業の目的 (目指す姿を3行程度で簡潔に)	「障害者差別解消法」及び「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」に基づき、障がいを理由とする差別の解消を推進するとともに、障がい者の社会参加を支援し、もって障がいのある人もない人も共にいきいきと生活出来る共生社会の実現を図る。							
事業概要 (5行程度で簡潔に)	<p>○障がいを理由とする差別をなくすための普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民の障がいへの理解促進のための普及啓発事業の実施(パンフレット等による普及啓発、心のバリアフリー推進員養成研修会の開催など)</li> <li>・障がい者差別解消のための体制整備(障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり県民会議の開催)</li> </ul> <p>○障がい者の社会参加の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者スポーツの普及振興(パラリンピアンとの交流会の開催など)</li> <li>・障がい者の芸術活動への県民理解の促進(障がい者芸術作品展の開催など)</li> </ul>							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他 上記実施方法とする理由:							
予算額・決算額 (単位:千円)	費目(予算見積書のグループ名)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
	障がいを理由とする差別をなくすための普及啓発	1,797	2,046					
	障がい者差別解消のための体制整備	223	220					
	障がい者就労支援に結びつく新たな職場の開拓	1,974	0					
	県民一体となった障がい者スポーツの普及	1,234	1,234					
	障がい者の芸術活動への県民理解の推進	4,271	5,783					
	計	9,499	9,283	0	0	0		
財源内訳 (単位:千円)	国庫支出金	4,669	4,532					
	繰入金							
	その他特定財源							
	一般財源	4,830	4,751					
	計	9,499	9,283	0	0	0		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	心のバリアフリー推進員養成研修会の開催	活動実績	回	14	14			
		当初見込み	回	10	12	12	12	—
成果指標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標 (所管部局の分析)		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	心のバリアフリー推進員の養成人数 (「心のバリアフリー推進員」の養成研修と活動支援を行うことで、平成32年度までに2,000人を養成)	成果実績	人	798	1,479			
		目標値	人	800	1,200	1,600	2,000	—
		達成度	%	99.8%	123.3%			
関連事業								

事業目標の考え方(事業目標設定時)

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」が平成28年4月1日から施行された。これに伴い、本県では「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」を施行し、「共生する山形」を目指して、障がいを理由とする差別の解消と共生する社会の実現に向けた取組を県民一体となって推進していくこととしている。特に、県条例では、障がいに対する県民の理解を促進することで共生社会を実現することとしており、民間事業所等での差別解消の推進役となる「心のバリアフリー推進員」の養成と活動支援を行うことで、県民の障がいへの理解促進が図られるものと期待されている。

事業所管部局による評価・検証

	項目	評価	評価に関する説明
事業目標の妥当性・達成度	事業の目的は県民や社会のニーズを的確に反映しているか。	A	県民の障がいへの理解促進のため、民間事業所等における差別解消の取組みの中心となる「心のバリアフリー推進員」の養成に向けて、研修会の開催数及び推進員の養成人数ともに目標数を達成することができた。
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	A	
	目標水準は妥当か。	A	
	期待する成果が得られたか。	A	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	A	
事業内容の妥当性	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	A	平成28年度に制定した「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」を踏まえ、「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり県民会議」を開催するとともに、12月の差別解消強化月間などの周知啓発、心のバリアフリー推進員の養成などを実施し、障がいに対する県民の理解促進が図られた。
	支出先の選定は妥当か。	A	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	A	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	A	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	A	
類似の事業がある場合、他部局等と適切な役割分担を行っているか。	A		
の役割妥当性	市町村、民間等に委ねることができない事業なのか。	A	県条例に基づく障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みであり、県が市町村や民間と連携しながら事業を推進していく必要がある。
今改善の課題	障がいに対する県民の理解は高まってきているが、共生社会の実現に向けて一層の理解促進が必要とされることから、引き続き事業に取り組んでいく必要がある。		

・事業所管部局による評価にあたっては、以下の4つの選択肢から、1つを選ぶこと。

A: 目標を上回って達成する見込み。期待通りの成果(100%以上)。妥当。

B: 目標を概ね達成する見込み。概ね期待通りの成果(80~99%)。概ね妥当。

C: 改善の余地あり。期待した成果を下回っている(79%以下)。

ー: 該当しない